

平成 27 年 4 月 2 日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第 26 条第 1 項に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の 3 件（うち規格基準型特保 1 件、再許可等特保 1 件）です。

（参考）

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin86.pdf> を御覧ください。

（担当）消費者庁食品表示企画課 松原、中尾

TEL : 03-3507-9222（直通）

FAX : 03-3507-9292

消費者委員会への諮問を省略して良いとされているため※、消費者庁で審査を行い許可とする規格基準型特定保健用食品(1件)、再許可等特定保健用食品(1件)

通し 番号	商品名	申請者	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番 号
1	ヘルシアコーヒーエッセ ンス	花王株式会社	粉末清涼飲料	クロロゲン酸類(5-カ フェオイルキナ酸とし て)	本品は、コーヒーポリフェノール(クロロゲン酸類)を豊富に含み、エネルギーとして脂肪を消費しやすくするので、体脂肪が気になる方に適しています。	多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。	スティック(アルミ箔入りプラスチック製)入り: 「1日1本(3.8g)を目安に、お湯で溶かしてお召し上がりください。1杯分は160~200mlが適量です。」 袋(アルミ箔入りプラスチック製)入り: 「1日3.8gを目安に、お湯で溶かしてお召し上がりください。1杯分は160~200mlが適量です。」	特保	27.4.2	1520
2	食物繊維入り ヨモギ 緑茶	イオントップバリュ 株式会社	粉末清涼飲料	難消化性デキストリン (食物繊維として)	本品は、食物繊維(難消化性デキストリン)の働きにより、糖の吸収を穏やかにするので、食後の血糖値が気になる方の食生活の改善に役立ちます。	血糖値に異常を指摘された方や、現に糖尿病の治療を受けておられる方は、事前に医師等の専門家にご相談の上お召し上がりください。摂りすぎや体質・体調によってはおなかがはったり、ゆるくなる場合があります。	食事とともに1袋(6.8g)を目安にお召し上がりください。	再許可等特保	27.4.2	1521
3	米と麦の合わせみそ仕 立てわかめの味噌汁	株式会社ますやみ そ	即席みそ汁	難消化性デキストリン (食物繊維として)	食物繊維(難消化性デキストリン)の働きにより、糖の吸収をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方に適しています。	血糖値に異常を指摘された方や、糖尿病の治療を受けておられる方は、事前に医師などの専門家にご相談の上、お召し上がりください。 摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかゆるくなる場合があります。多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。	お食事の際に1食分(25.4g)、1日1回を目安にお召し上がりください。	規格基準型特保	27.4.2	1522

※ 特定保健用食品の安全性及び効果に関する消費者委員会の諮問のうち、「規格基準型」及び「再許可」に係わる案件については、消費者委員会における安全性及び効果の審査を経ているものとして取り扱うこととし、諮問を省略してよいとされている。(平成22年1月28日府消委第11号より)